

第3回 基準等検討ワーキンググループ

【資料集】

資料1

資料2

資料3

資料4

資料集 目次

【資料1】ロードマップ・前回の協議等まとめ・今回の協議事項	・・・	1
【資料2】地域型保育事業（小規模保育事業以外）の認可基準	・・・	4
【資料3】幼保連携型認定こども園の認可基準	・・・	11
【資料4】確認に関する運営基準	・・・	13

ロードマップ・前回の協議等まとめ・今回の協議事項

ロードマップ

(1)子ども・子育て会議のロードマップ

	平成25年度			平成26年度					
	第1回 8.21	第2回 10.11	第3回 2.17	第4回 4.28	第5回 5.27	第6回 7.29	第7回 8.25	第8回 H26.11	第9回 H27.1
ア 認可基準等の協議	25年度末に政省令公布予定			6月市会に条例案提出					
現認可等基準（現状確認）									
新制度における認可基準・確認基準			1						
放課後児童健全育成事業の基準			1						
支給認定基準			1						26年度早期に国の骨格が提示される予定
イ 利用者負担の協議					1				

(2)基準等検討ワーキンググループのロードマップ



	平成25年度			平成26年度		
		第1回 11.27	第2回 1.29	第3回 4.14	(第4回) 5.12	(第5回) 7.14
ア 認可基準・確認基準等の協議	25年度末に政省令公布予定			6月市会に条例案提出		
現認可等基準（現状確認）						
国基準部会の議論確認			1		2	
新制度における認可等基準			1		2	
放課後児童健全育成事業の設備・運営基準			1		2	
イ 支給認定基準(保育の必要性の認定)の協議	25年度末に政省令公布予定			6月市会に条例案提出		
現保育実施基準（現状確認）						
国会議の議論確認			1			
新制度における支給認定基準			1			
ウ 利用者負担の協議	26年度早期に国の骨格が提示される予定					
現利用者負担（現状確認）						
国基準部会の議論確認						
新制度における利用者負担						

協議

協議終了等（確定）

- 1 検討中の国の案をもとに協議
- 2 第3回基準等検討ワーキンググループで協議事項を積み残した場合の予備日

第2回基準等検討ワーキンググループ 協議等まとめ

(1) 支給認定基準（保育の必要性の認定）について

国が検討している「事由」、「区分」（特に保育短時間の下限）および「優先利用」の対応案について意見交換を行い、基準等検討ワーキンググループの意見を集約した上で、その内容を第3回西宮市子ども・子育て会議に報告した。

(2) 放課後児童健全育成事業の設備・運営基準について

主に国が検討している「指導員配置」および「施設・設備」の対応案について意見交換を行い、基準等検討ワーキンググループの意見を集約した上で、その内容を第3回西宮市子ども・子育て会議に報告した。

(3) 小規模保育事業の認可基準について

主に国が検討している「職員配置」および「連携施設」の対応案について意見交換を行い、基準等検討ワーキンググループの意見を集約した上で、その内容を第3回西宮市子ども・子育て会議に報告した。

(4) 幼保連携型認定こども園の認可基準について

事務局が、国が検討している対応案を説明し、委員から幼保連携型認定こども園に関する西宮市の方向性や基準案を示す旨の要望があった。また、第3回基準等検討ワーキンググループにおいて継続して協議する旨が確認された。

第3回基準等検討ワーキンググループ 協議事項

(1) 地域型保育事業（小規模保育事業以外）の認可基準について

西宮市が検討している案について、国が検討している対応案と比較して意見交換を行い、その内容を第4回西宮市子ども・子育て会議（平成26年4月28日開催予定）に報告する。

(2) 幼保連携型認定こども園の認可基準について

西宮市が検討している案について、国が検討している対応案と比較して意見交換を行い、その内容を第4回西宮市子ども・子育て会議（平成26年4月28日開催予定）に報告する。

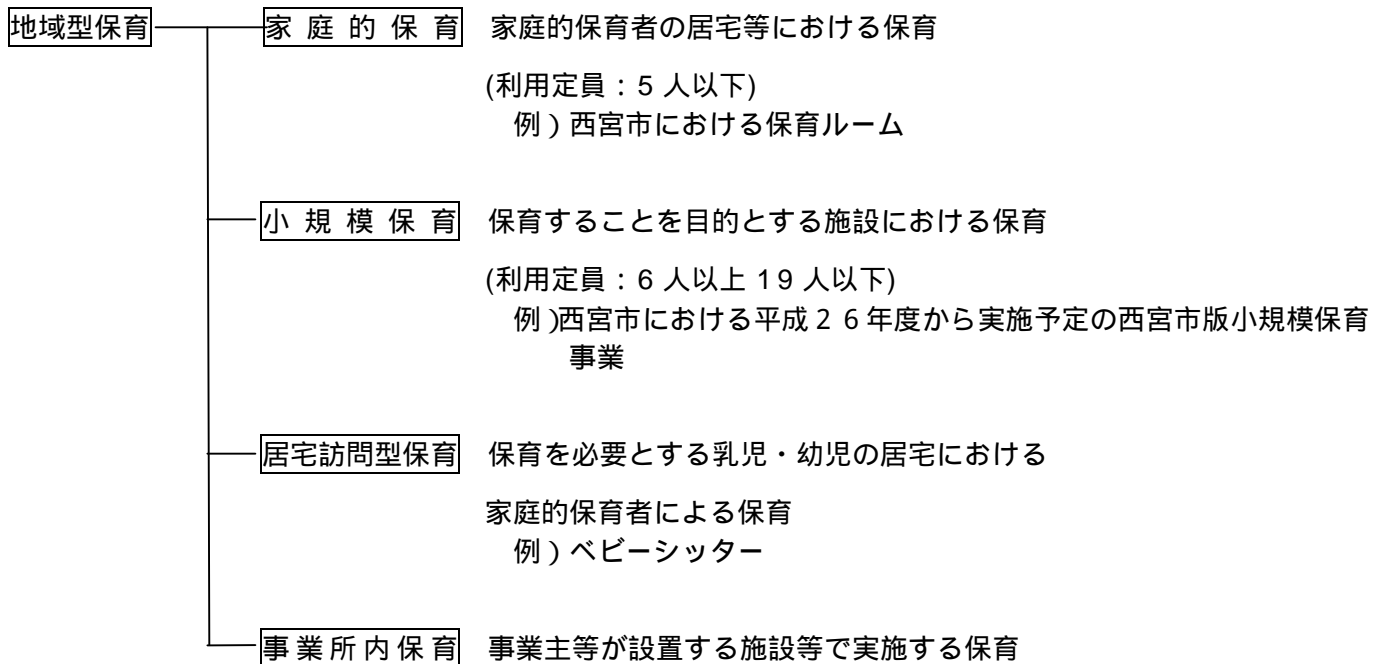
(3) 確認に関する運営基準について

西宮市が検討している案について、国が検討している対応案と比較して意見交換を行い、その内容を第4回西宮市子ども・子育て会議（平成26年4月28日開催予定）に報告する。

議事（ 1 ）地域型保育事業（小規模保育事業以外）の認可基準

1 地域型保育事業

（ 1 ）地域型保育事業の 4 類型



（ 2 ）従うべき基準

- ・ 職員の資格、員数（「従事する者及びその員数」）
- ・ 乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの

（ 3 ）参酌すべき基準

上記以外の事項

特に「保育室及びその面積(面積基準)」については、地域の実情に応じて公的スペース等の活用を図る。

2 家庭的保育事業

(1) 制度の内容

保育ルームとは、西宮市から認定を受けた保育士が、自宅や賃貸物件、小学校や幼稚園の余裕教室、市が設置する施設等において、保護者の就労等により昼間家庭で保育を受けることができない低年齢の児童を保育する施設である。

児童福祉法で位置づけられている家庭的保育事業に相当するものであり、国庫補助の対象となっているが、西宮市では、平成13年度から保育ルームを実施している。

保育ルームについては、認可保育所に比べて開設までの整備期間が短く、保育ニーズの地域偏在に対応した整備が可能であることや、特に保育ニーズの高い3歳未満児を対象としていることから、有効な待機児童対策として整備をしてきており、現在、市内で48施設が運営されている(平成26年4月時点)。

定員	1施設当たり5名
対象児童	主に0～2歳児(1～3歳児の施設あり)
開所時間	7時30分～18時00分 19時までの延長保育を実施している施設あり
休所日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
主な基準	<配置基準> 保育者及び保育補助者が最大5名の児童を保育 <面積基準> 児童1人あたり3.3㎡

(2) 保育ルームの状況

保育従事者 243人(平成26年3月1日時点)

<内訳> ・保育者 50人(すべて有資格者)
・保育補助者 193人(うち、有資格者94人、無資格者99人)

調理員を配置して自園調理を実施している保育ルーム

29施設 / 50施設(平成26年3月1日時点)

(3) 職員の資格、員数 従うべき基準

国が示している対応案

家庭的保育者の要件は、保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修を修了した者とする。

家庭的保育補助者の要件は、必要な研修を修了した者とする。

家庭的保育者1人につき、保育できる人数は3人以下とする。 (3:1)

家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下とする。 (5:2)

西宮市の基準として、保育士資格者で、家庭的保育者の要件に必要な研修を修了した者とする。

西宮市の基準として、家庭的保育者、家庭的保育補助者の2人で子ども5人以下を保育すること。

(子ども3人以下の場合でも保育時間中は、必ず複数体制をとること。)

(4) 給食(自園調理) 従うべき基準

国が示している対応案

原則として、自園調理を行うこととする。

調理員を置かなければならない。

ただし、現在自園調理を行っていない既存事業者からの移行について、平成31年度末までに体制を整えることを前提に、5年間の経過措置を設ける。

調理業務委託または連携施設などからの搬入も可能とし、その場合調理員を置かないことができる。

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

(5) 連携施設 従うべき基準

国が示している対応案

連携施設の設定を求めることを基本とする。

連携施設は、保育所、幼稚園または認定こども園とする。

小規模保育事業と同様に、連携施設は 保育内容の支援、 代替保育の提供および 卒園後の受け皿を担うこととする。

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

なお、小規模保育事業の認可基準について、前回の議論では連携施設に「市内」要件を付加する案を示していたが、市境など距離的に有効的な連携施設をも設定できるように、地域型保育事業4事業ともに「市内」要件を求めないこととする。

3 居宅訪問型保育事業

(1) 居宅訪問型保育事業の内容

保育を必要とする子どもの自宅において、0～2歳児に保育を提供する事業であり、原則として保育従事者1人が子ども1人を保育する。

事業を利用する対象の子どもは、以下の子どもに限られる。

障害、疾病等の程度勘案して集団保育が著しく困難であると認められる場合
保育所などが撤退するにあたり継続利用を確保する場合
要保護児童の保護措置に対応する場合
ひとり親家庭で夜間の宿直勤務などがある場合
離島など居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難である場合

(2) 職員の資格、員数 従うべき基準

国が示している対応案

家庭的保育者の要件は、保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修を修了した者とする。

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

4 事業所内保育事業

(1) 事業所内保育事業の内容

企業が従業員のために従業員の子どもを事業所内の施設などで保育する事業であり、院内保育などが相当する。施設の受入れ枠を従業員の子ども（従業員枠）と地域の子ども（地域枠）に配分し、地域における保育需要の受け皿となる事業である。

平成26年4月1日時点では、西宮市内に18施設が存在する。

<内訳>

利用定員19人以下の施設 9施設

利用定員20人以上の施設 9施設

(2) 職員の資格、員数 従うべき基準

国が示している対応案

利用定員が19人以下の場合

- ・小規模保育事業（A型・B型）との整合性を図っていくことを基本とする。
- ・利用定員5人以下の場合も同じ基準で対応する。
- ・保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。保育従事者の数はア、イにより算出した数に1人を加算した人数以上とし、そのうち保育士は、1/2以上とする。

ただし、常時2人を下回ってはならない。

ア 0歳児 3：1

1・2歳児 6：1

イ 3歳児 20：1

4・5歳児 30：1

利用定員が20人以上の場合

- ・認可保育所との整合性を図っていくことを基本とする。

0歳児 3：1

1・2歳児 6：1

3歳児 20：1

4・5歳児 30：1

西宮市の基準として、利用定員が19人以下の場合および利用定員が20人以上の場合ともに、4・5歳の職員配置を20：1とし、その他は国が示す基準に準拠する。

(3) 給食（自園調理） 従うべき基準

国が示している対応案

原則として、自園調理を行うこととし、調理員を置かなければならない。

調理業務委託または連携施設などからの搬入も可。その場合、調理員を置かないことができる。

現在自園調理を行っていない既存事業者からの移行について、平成31年度末までに体制を整えることを前提に、5年間の経過措置を設ける。

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

(4) 設備・面積基準 参酌すべき基準(ただし、調理設備については従うべき基準)

国が示している対応案

利用定員が19人以下の場合

小規模保育事業との整合性を図っていくことを基本とする。

- ・ 2歳未満の子どもには、乳児室又はほふく室(3.3㎡以上) 調理室又は調理設備、便所を設けることとする。
- ・ 2歳児以上の子どもには、保育室又は遊戯室(1.98㎡以上) 屋外遊戯場(3.3㎡以上・公園等でも可)を設けることとする。

利用定員が20人以上の場合、認可保育所との整合性を図っていくことを基本とする。

- ・ 2歳未満の子どもには、乳児室(1.65㎡以上)又はほふく室(3.3㎡以上) 調理室又は調理設備、便所を設けることとする。
- ・ 2歳以上の子どもには、保育室又は遊戯室(1.98㎡以上) 屋外遊戯場(3.3㎡以上)を設けることとする。

西宮市の基準として、利用定員が20人以上の場合における乳児室を3.3㎡以上とし、その他は国が示す基準に準拠する。

(5) 地域枠の子どもの受入れ数 参酌すべき基準

国が示している対応案

定員の増加に伴って、自動的に地域枠の定員を増加させるのではなく、定員区分ごとに地域枠の定員を4分の1～3分の1程度となるよう固定化し、利用定員の柔軟な変動をしやすくする。

国が示す基準を踏まえて、市町村が地域の实情に応じて決定することができることとする。

年度途中に従業員の子どもが利用できず、復職の妨げとならないよう、定員弾力化によって柔軟な受入れが可能となるよう配慮することとする。

国が示す定員設定例

施設定員区分	地域枠の定員	従業員枠の定員
1人～5人	1人	0人～4人
6人～7人	2人	4人～5人
8人～10人	3人	5人～7人
11人～15人	4人	7人～11人
16人～20人	5人	11人～15人
21人～25人	6人	15人～19人
26人～30人	7人	19人～23人
31人～40人	10人	21人～30人
41人～50人	12人	29人～38人
51人～60人	15人	36人～45人
61人～70人	20人	41人～50人
71人～	20人	51人～

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

(6) 連携施設 従うべき基準

国が示している対応案

連携施設の設定を求めることを基本とする。

連携施設は、保育所、幼稚園または認定こども園とする。

小規模保育事業と同様に、連携施設は 保育内容の支援、 代替保育の提供および 卒園後の受け皿を担うこととする。

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

議事（２）幼保連携型認定こども園の認可基準

1 認定こども園の内容

幼稚園、保育所等のうち、次の機能を備え、認定基準を満たす施設で、「認定こども園」の認定を受けた施設をいい、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の４種類が存在する。

- ┌ 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）
- └ 地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）

2 国の基本的な考え方

（１）従うべき基準

- ・学級編制及び配置する職員及び員数
- ・主要な設備に関する事項（保育室の床面積等）
- ・重大な運営に関する事項

（２）具体的な方針

- ・幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は、高い基準を引き継ぐ。
- ・幼稚園と保育所のいずれかのみに適用がある事項は、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ。
- ・幼稚園と保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考とする。

3 各基準について

（１）職員の資格、員数 従うべき基準

国が示している対応案

保育認定の有無にかかわらず、満３歳以上のこどもの教育過程に係る教育時間は、学級を編制する（年度の初日前日に同年齢の子どもで編制する。）

１号認定子どもと２号認定子どもを一体的に学級編制することを基本とし、弾力的取扱いを認める。満３歳以上のこどもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様の職員配置基準を設定する。

ア	0歳児	3 : 1
	1・2歳児	6 : 1
	3歳児	20 : 1
	4・5歳児	30 : 1

イ 3歳以上のこどもの学級編制について、1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

西宮市の基準として、4・5歳の職員配置を20 : 1とし、その他は国が示す基準に準拠する。

西宮市の基準として、3歳児の学級編制における1学級の園児数は、25人以下を原則とし、1学級25人を超える場合、各学級ごとに専任の教諭1人を加算する。なお、4・5歳児の学級編制については、国が示す基準に準拠する。

(2) 園舎・保育室などの面積 従うべき基準

国が示している対応案

園舎の面積(満3歳未満の子どもに係る保育の用に供する部分を除く。)は幼稚園基準を満たし、かつ、乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室の面積は保育所基準を満たすこと。

- ・ 幼稚園基準
 - 1学級：180 m²、 2学級以上：320+100×(学級数-2)m²
- ・ 乳児室：1人につき1.65 m²、ほふく室：1人につき3.3 m²
- ・ 保育室または遊戯室：1人につき1.98 m²

西宮市の基準として、保育室を53 m²以上、遊戯室を(原則専用)100 m²確保し、また乳児室を子ども1人につき3.3 m²確保する。

(3) 給食(自園調理) 従うべき基準

国が示している対応案

原則として自園調理とする。

満3歳以上の子どもについて、一定の要件の下、外部搬入可能とする。

満3歳未満の子どもについて、公立も含め外部搬入を認めない。

食事提供を求める2号認定・3号認定子どもに対して、園の行事などの際の弁当持参を認める弾力取扱いを可能とする。

外部搬入をする場合、施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を必要とする。

食事提供の範囲は、2号認定・3号認定子どもとし、1号認定子どもへの食事提供は園の判断とする。

自園調理の場合、原則として調理室を設置する。

ただし、食事提供をする子どもが20人未満である場合、調理室ではなく提供する人数に応じた調理設備で可能とする。

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

(4) 園庭の設置・面積 従うべき基準

国が示している対応案

園庭は必置とする。

園舎と同一の敷地内又は隣接することを原則とする。

以下のア、イを合計した面積以上とする。

- ア(満3歳以上の園児)：幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積。
 - ・ 保育所基準：1人につき3.3 m²
 - ・ 幼稚園基準()
 - 2学級以下：330+30×(学級数-1)m²、3学級以上：400+80×(学級数-3)m²
- イ(満2歳の園児)：保育所基準による面積：1人につき3.3 m²

子どもが主体的に自らの意志で自由に利用できる身近な環境の実現を重視し、原則として屋上・代替地の面積参入は認めない。(実際の屋上・公園等の利用を妨げるものではない。)

ただし、一定の要件を満たす場合、屋上の面積算入を可能とする。

西宮市の基準として、国が示す基準に準拠する。

議事（3）確認に関する運営基準

1 確認に関する運営基準の内容

子ども・子育て支援新制度において、認定を受けた子どもが施設型給付費・地域型保育給付費を受けるためには、確認を受けた施設・事業者を利用する必要がある。

したがって、認定を受けた子どもが施設型給付費・地域型保育給付費を受ける前提として、認可を受けた施設・事業者が給付等の支援対象であるとして市町村から確認を受ける必要がある。

2 従うべき基準

利用定員

施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの

3 西宮市の方向性

国の示す基準に準拠する（参考資料集25ページ参照）。